

在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

去る 11 月 19 日午前 5 時 25 分ごろ、那覇市の国道 58 号泊交差点で米軍公用車のトラックと軽トラックが衝突し、軽トラックを運転していた那覇市在住の会社員が胸などを強く打ち死亡する痛ましい事故が起きた。

米軍車両を運転していたのは、本市にある米軍牧港補給地区所属の海兵隊上等兵であり、市民の命が危険に脅かされていたことは言うまでもなく、市民に大きな不安を与えていることを到底看過することはできない。県警那覇署は自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで海兵隊員を逮捕した。容疑者からは、基準値の約 3 倍のアルコールが検出されている。

在沖米軍は昨年 4 月の元海兵隊員による女性殺害事件を受け、「綱紀粛正」を表明したものの、米兵による飲酒運転が相次ぎ、ついに今回の死亡事故が発生した。在沖海兵隊員による事故によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに激しい怒りを禁じ得ない。

米軍における綱紀粛正や再発防止の取り組みは、もはや機能していないと言わざるを得ず、米軍及び日米両政府においては、事故に至る経緯等も含め十分調査するとともに、遺族に対する補償など誠実に対応すべきである。また、日本政府においては、このような事故が再び起こることのないよう米側に毅然とした態度で臨むべきである。

よって、本市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、今回の事故に対して厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者遺族に対する謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと
- 2 事故に至る経緯や米軍車両と米兵の管理実態を明らかにすること
- 3 在沖米軍人・軍属等への更なる綱紀粛正の徹底、事件・事故の再発防止に向けて、実効性のある抜本的な施策を講ずること
- 4 在沖米海兵隊の早期の国外・県外移転を行うこと
- 5 在沖米軍基地の整理・縮小を行うこと
- 6 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

沖縄県浦添市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長